

各地方運輸局自動車交通部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局技術・環境政策課長

(公印省略)

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金

(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)に係る交付申請の受付期間等について

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)の執行については、「自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)交付要綱」(令和4年1月7日付け国自技環第131号、国自旅第380号、国自貨第89号。以下「交付要綱」という。)及び「自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)に関する運用方針」(令和4年6月22日付け国自技環第37号、国自旅第380号、国自貨第89号。によるもののほか、交付要綱別表の大臣が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。ただし、電気タクシー、電気トラック、ハイブリッドバス、燃料電池トラック及び電気自動車用充電設備等に限る。

(1) 交付予定枠の申し込み期間(交付要綱第4条、別表)

令和4年9月1日から令和4年9月16日まで

(2) 通常申請(交付要綱第5条第1項)

①申請対象車両 令和5年1月1日から令和5年3月31日までの間に新車新規登録(使用過程車を電気自動車に改造する場合は車検証等の交付。以下同じ。)されるもの(ただし、(1)の期間に地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。)

②申請受付期間 令和4年11月1日から令和4年11月30日まで

(3) 実績申請(交付要綱第5条第2項)

①申請対象車両 原則として、令和4年4月1日から令和4年12月31日までの間に新車新規登録されたもの(ただし、(1)の期間に地方運輸局長に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。)

②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、令和4年10月31日までに登録されたものにあつては、令和4年11月30日までを申請受付期間とする。